



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*83 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- \*84 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*85 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*86 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*87 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*88 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*89 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)
- \*90 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)
- \*91 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- \*92 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*93 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*94 和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*95 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- \*96 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 給料表の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(別表関係)
- (2) 扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を500円引き上げました。(第14条関係)
- (3) 平成19年12月分及び平成20年4月以降に係る勤勉手当について、特定幹部職員以外の職員に対する支給割合を改定しました。(第24条関係)
- (4) 初任給調整手当及び地域手当の特例措置を改めました。(第20条及び附則第13項の表関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成20年4月以降に係る勤勉手当並びに初任給調整手当及び地域手当についての規定は、平成20年4月1日から施行します。

#### ◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について次のとおり改定しました。

給料表の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(別表関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しま

した。

(1) 第 2 号任期付研究員の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(第 5 条関係)

(2) 任期付研究員の期末手当について支給割合を引き上げました。(第 6 条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 特定業務等従事任期付職員の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(別表関係)

(2) 特定任期付職員の期末手当について支給割合を引き上げました。(第 10 条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

失業者の退職手当を給付することを禁ずる規定の対象者から船員保険法の対象者を除く規定の施行日を改めました。(附則関係)

平成 22 年 4 月 1 日→日本年金機構法の施行の日

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 4 条関係)

## 2 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

### ◇公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

調停が打ち切られた場合等における仲裁の申請に係る手数料の額を、当該調停の申請等についてあらかじめ納めた手数料の額を控除した額としました。(第 3 条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

公立大学法人和歌山県立医科大学の学生で、県内のへき地の医療機関に勤務しようとする者に対して貸与した修学資金について、その返還に係る債務を免除できることとしました。(本則の表関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 給料表の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(別表関係)

(2) 扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を 500 円引き上げました。(第 14 条関係)

(3) 平成19年12月分及び平成20年4月以降に係る勤勉手当について支給割合を改定しました。(第20条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成20年4月以降に係る勤勉手当についての規定は、平成20年4月1日から施行します。

### ◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 給料表の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(別表関係)
- (2) 扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を500円引き上げました。(第16条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県立串本高等学校と和歌山県立古座高等学校を統合するため、和歌山県立串本古座高等学校を設置することとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

### ◇和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県立特別支援学校の校名を改めることとしました。(第1条関係)

和歌山県立きのかわ養護学校	→	和歌山県立きのかわ支援学校
和歌山県立紀北養護学校	→	和歌山県立紀北支援学校
和歌山県立紀伊コスモス養護学校	→	和歌山県立紀伊コスモス支援学校
和歌山県立たちばな養護学校	→	和歌山県立たちばな支援学校
和歌山県立みはま養護学校	→	和歌山県立みはま支援学校
和歌山県立南紀養護学校	→	和歌山県立南紀支援学校
和歌山県立はまゆう養護学校	→	和歌山県立はまゆう支援学校
和歌山県立みくまの養護学校	→	和歌山県立みくまの支援学校

## 2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

### ◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 給料表の給料月額を若年層に限定して引き上げました。(別表関係)
- (2) 扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を500円引き上げました。(第12条関係)
- (3) 平成19年12月分及び平成20年4月以降に係る勤勉手当について支給割合を改定しました。(第22条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成20年4月以降に係る勤勉手当についての規定は、平成20年4月1日から施行します。

### ◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立高等学校、和歌山県立高等看護学院、和歌山県立なぎ看護学校及び和歌山県農業大学の授業料の額を改定することとしました。(別表第1関係)

和歌山県立高等学校

全日制 年額115,200円 → 年額118,800円

定時制

単位制によらない課程

1単位～5単位 年額 4,800円 → 年額 5,700円

6単位～10単位 年額 9,600円 → 年額 11,400円

11単位～15単位 年額14,400円 → 年額17,100円

16単位以上 年額18,000円 → 年額21,600円

単位制による課程

1単位につき年額960円 → 年額1,140円

通信制 1単位につき履修期間2年まで170円 → 200円

専攻科 年額111,600円 → 年額115,200円

和歌山県立高等看護学院

看護学科一部学生 年額115,200円 → 年額118,800円

看護学科二部学生 年額 57,600円 → 年額 59,400円

助産学科学生 年額115,200円 → 年額118,800円

和歌山県立なぎ看護学校 年額115,200円 → 年額118,800円

和歌山県農業大学校 年額115,200円 → 年額118,800円

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第83号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち)」を「6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち)」に改める。

第24条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の92.5)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の77.5(特定幹部職員にあつては、100分の92.5)」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900

	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
再	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
任	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
用	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
職	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
員	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
以	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
外	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
の	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
職	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
員	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				

86	240,100	296,400	345,300	386,800						
87	240,800	296,800	345,800	387,400						
88	241,500	297,200	346,300	388,000						
89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							
101		301,700	352,100							
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							
105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							
112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200							
114		306,300								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,900								
123		309,200								
124		309,500								
125		309,900								
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300
	2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200
	3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100
	4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000
	5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700
	6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600
	7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500
	8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400
	9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100
	10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900
	11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700
	12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500
	13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400
	14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200
	15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000
	16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800
	17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700
	18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500
	19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300
	20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100
	21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000
	22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700
	23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400
	24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100
	25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900
	26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500
	27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100
	28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700
	29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300
	30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900
	31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500
	32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100
	33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500
	34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000
	35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500
	36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000
	37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600
	38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100
	39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600
	40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100



	41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700
	42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000
	43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300
	44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600
再	45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
任	49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
用	53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
職	57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
員	61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
以	65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
の	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
職	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
員	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		
	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		

	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600			
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			
	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第3 (第8条関係)

## ア 医療職給料表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
再	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
任	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
用	39	359,300	427,400	482,500	542,000

	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
職	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
員	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
以	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
外	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
の	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
職	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
員	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	

	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再 任 用 職 員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ

医 療 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
再	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700

任	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
用	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
職	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
員	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
以	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
外	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
の	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
職	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
員	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	86		293,100	330,600	352,700			
	87		293,400	331,000	353,100			
	88		293,700	331,400	353,500			

89		294,100	331,900	354,000				
90		294,400	332,300	354,400				
91		294,700	332,700	354,800				
92		295,000	333,100	355,200				
93		295,400	333,600	355,700				
94		295,700	334,000	356,100				
95		296,000	334,400	356,500				
96		296,300	334,800	356,900				
97		296,700	335,000	357,400				
98		297,000	335,400	357,800				
99		297,300	335,800	358,200				
100		297,600	336,200	358,600				
101		298,000	336,400	359,100				
102		298,300	336,800	359,500				
103		298,600	337,200	359,900				
104		298,900	337,600	360,300				
105		299,200	337,800	360,800				
106			338,200					
107			338,600					
108			339,000					
109			339,200					
110			339,600					
111			340,000					
112			340,400					
113			340,600					
再 任 用 職 員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000

	42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100
	45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400
	49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
	65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
再	67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
任	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
用	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
職	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
員	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
以	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	

外 の 職 員	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	
	98	288,100	322,100	357,100	376,200	
	99	289,000	322,800	357,600	376,700	
	100	289,900	323,500	358,100	377,200	
	101	290,700	324,000	358,700	377,800	
	102	291,500	324,600	359,200	378,300	
	103	292,300	325,200	359,700	378,800	
	104	293,100	325,800	360,200	379,300	
	105	293,800	326,200	360,800	379,900	
	106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900		
108	295,300	327,700	362,300	381,400		
109	295,800	328,200	362,800	382,000		
110	296,200	328,600	363,300	382,500		
111	296,600	329,000	363,800	383,000		
112	297,000	329,400	364,300	383,500		
113	297,400	329,800	364,800	384,100		
114	297,800	330,200	365,300			
115	298,200	330,600	365,800			
116	298,600	331,000	366,300			
117	298,900	331,300	366,700			
118	299,300	331,700	367,200			
119	299,700	332,100	367,700			
120	300,100	332,500	368,200			
121	300,400	332,700	368,600			
122	300,800	333,100	369,100			
123	301,200	333,500	369,600			
124	301,600	333,900	370,100			
125	301,800	334,200	370,500			
126	302,200	334,600				
127	302,600	335,000				
128	303,000	335,400				
129	303,200	335,700				
130	303,600	336,100				
131	304,000	336,500				
132	304,400	336,900				
133	304,600	337,200				
134	305,000	337,600				
135	305,400	338,000				
136	305,800	338,400				
137	306,000	338,700				

138	306,400	339,100				
139	306,800	339,500				
140	307,200	339,900				
141	307,400	340,200				
142	307,800	340,600				
143	308,200	341,000				
144	308,600	341,400				
145	308,800	341,700				
146	309,200	342,100				
147	309,600	342,500				
148	310,000	342,900				
149	310,200	343,200				
150	310,500	343,600				
151	310,800	344,000				
152	311,100	344,400				
153	311,500	344,700				
154	311,800					
155	312,100					
156	312,400					
157	312,800					
158	313,100					
159	313,400					
160	313,700					
161	314,100					
162	314,400					
163	314,700					
164	315,000					
165	315,400					
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					
169	316,700					
再 任 用 職 員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の72.5（特定幹部職員にあつては、100分の92.5）、12月に支給する場合には100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附則に次の1項を加える。

（初任給調整手当の特例措置）

15 第20条第1項第1号に規定する職に在職する職員に対する同項の規定の適用については、当分の間、同号中「30万6,900円」とあるのは「32万6,900円」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の表第14条の3の項を削る。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県条例第84号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

## 別表第1（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 140,100	円 214,600	円 259,000	円 279,400	円 295,000	円 321,100	円 364,600	円 399,000	円 451,600

## 備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、152,800円又は178,800円とする。

## 別表第2（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 140,200	円 187,500	円 288,800	円 332,900	円 393,300

## 備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、155,400円とする。

## 別表第3（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 247,600	円 336,200	円 390,600	円 463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 174,600	円 184,500	円 247,200	円 260,800	円 287,300	円 329,200	円 373,100

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,000円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、156,000円とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 153,300	円 198,300	円 266,800	円 277,300	円 294,500	円 332,700

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

別表第4 (第26条関係)

## 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表

## ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 148,800	円 199,700	円 338,200	円 424,900

## 備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、166,300円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

## イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 148,800	円 168,600	円 331,300	円 414,600

## 備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第 2 条第 3 号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、166,300円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。



別表第 5 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 158,100	円 252,500	円 256,800	円 293,100	円 310,500	円 325,200	円 349,700	円 386,300	円 419,200

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、197,200円とする。

別表第 6 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 148,800	円 168,600	円 331,300	円 414,600

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
  - この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、166,300円又は195,900円とする。
  - この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。
  - この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。
- イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

--	--	--	--	--

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 148,800	円 199,700	円 338,200	円 424,900

## 備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、166,300円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

## ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 156,000	円 184,500	円 247,200	円 260,800	円 287,300

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。

## 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年10月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第85号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

第6条第3項中「「100分の160」とあるのは「100分の175」を「「100分の160を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）」とあるのは「100分の180（任期付研究員条例第5条第1項の給料表中5号給以上の給料月額を受ける同項に規定する第1号任期付研究員にあつては、100分の175）を乗じて得た額」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第86号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の160を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）」とあるのは「100分の180（任期付職員条例第7条第1項の給料表中5号給以上の給料月額を受ける同項に規定する特定任期付職員にあつては、100分の175）を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「100分の175」を「100分の180（任期付職員条例第7条第1項の給料表中5号給以上の給料月額を受ける同項に規定する特定任期付職員にあつては、100分の175）」に改め、同条第4項中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の160を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）」とあるのは「100分の180（任期付職員条例第7条第1項の給料表中5号給以上の給料月額を受ける同項に規定する特定任期付職員にあつては、100分の175）を乗じて得た額」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 140,100	円 214,600	円 259,000	円 279,400	円 295,000	円 321,100	円 364,600	円 399,000	円 451,600

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、152,800円又は178,800円とする。

別表第2（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 140,200	円 187,500	円 288,800	円 332,900	円 393,300

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等

従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、155,400円とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 247,600	円 336,200	円 390,600	円 463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 174,600	円 184,500	円 247,200	円 260,800	円 287,300	円 329,200	円 373,100

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が獣医師である者の給料月額は、この表の額にかかわらず、204,000円とする。

ウ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 153,300	円 198,300	円 266,800	円 277,300	円 294,500	円 332,700

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 87 号**

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 88 号**

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第52条」を「第83条」に、「第57条」を「第91条」に、「第62条」を「第97条」に改め、同条第2号中「第68条の2第4項第2号」を「第104条第4項第2号」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 89 号**

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第36条第1項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、第1項の表により算出して得た額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第90号

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則の表医師確保修学資金の項中「医療機関」を「県内医療機関」に改め、同項第1号中「医療機関のうち」を「県内医療機関のうち」に改め、同表に次のように加える。

地 域 医 療 医 師	地域医療に従事する医師の確保及び充実を図るため、公立大学法人和歌山県立医科大学において医学を履修する課程に在学する学生で、県内の規則で定めるべき地の医療機関（以下「へき地医療機関」という。）に勤務しようとする者に対して貸与する修学資金	(1) 医師免許を取得した後引き続き県内の公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいう。）又は医師法第16条の2第1項に規定する病院のうち知事が指定するもの（以下「指定医療機関等」という。）において医師の業務（以下「医業」という。）に従事した期間（臨床研修及び専門研修（以下「研修等」という。）を受けた期間を含む。以下「業務従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が9年に満たないときは、9年とする。）に達し、かつ、当該期間の2分の1以上の期間が、へき地医療機関に勤務した期間であるとき。ただ	債務の全部
----------------------------	---	--	-------

確保 修学 資金	し、災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、当該事由が存続する間は、指定医療機関等において引き続き医業に従事し、又は研修等を受けることを要しないものとする。	
	(2) 業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は医業若しくは研修等に起因する心身の故障のため、指定医療機関等において医業又は研修等を継続することができなくなったとき。	
	(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡その他やむを得ない理由により、貸与を受けた修学資金を返還することが困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 1 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち）」を「6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち）」に改める。

第20条第 2 項第 1 号中「100分の72.5」を「、6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の77.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。



別表第1 (第8条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	407,300	
	39	219,900	281,500	408,900	

	40	221,700	284,100	410,500
	41	223,600	286,600	412,200
	42	225,400	289,200	413,800
	43	227,200	291,700	415,400
	44	229,000	294,200	417,000
	45	230,900	296,500	418,700
	46	232,600	299,200	420,300
	47	234,300	301,900	421,900
	48	236,000	304,600	423,500
	49	237,600	307,100	425,200
	50	239,300	309,600	426,800
	51	241,000	312,100	428,400
	52	242,700	314,600	430,000
	53	244,300	317,000	431,700
	54	246,000	319,200	433,300
	55	247,700	321,400	434,900
	56	249,400	323,600	436,500
	57	251,000	325,900	438,200
	58	252,600	328,100	439,800
再	59	254,200	330,300	441,400
	60	255,800	332,500	443,000
	61	257,400	334,700	444,700
	62	259,000	336,900	446,300
任	63	260,600	339,100	447,900
	64	262,100	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
用	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
職	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
	73	276,000	360,400	463,900
	74	277,400	362,400	464,900
員	75	278,800	364,400	465,900
	76	280,200	366,400	466,900
	77	281,600	368,400	467,700
	78	282,800	370,100	
以	79	284,000	371,800	
	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
	82	287,700	376,700	
外	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
	86	292,600	382,700	
の	87	293,800	384,200	

職	88	295,000	385,700
	89	296,200	387,200
	90	297,400	388,600
	91	298,600	390,000
	92	299,800	391,400
	93	300,800	392,900
	94	302,000	394,200
	95	303,200	395,500
	96	304,400	396,800
	97	305,400	398,200
員	98	306,500	399,300
	99	307,600	400,400
	100	308,700	401,500
	101	309,600	402,600
	102	310,700	403,700
	103	311,800	404,800
	104	312,900	405,900
	105	313,800	406,800
	106	314,700	407,800
	107	315,600	408,800
108	316,500	409,800	
109	317,500	410,700	
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	
129	327,800	424,300	
130	328,200	424,800	
131	328,600	425,300	
132	329,000	425,800	
133	329,200	426,200	
134	329,500	426,700	
135	329,800	427,200	

	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第8条関係)

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	

	39	219,100	249,900	375,400
	40	220,800	252,700	377,000
	41	222,600	255,500	378,700
	42	224,400	258,100	380,300
	43	226,200	260,700	381,900
	44	228,000	263,300	383,500
	45	229,900	265,900	385,100
	46	231,600	268,500	386,700
	47	233,300	271,100	388,300
	48	235,000	273,700	389,900
	49	236,700	276,300	391,400
	50	238,400	278,900	392,900
	51	240,100	281,500	394,400
	52	241,800	284,100	395,900
	53	243,300	286,600	397,500
	54	245,000	289,200	398,900
	55	246,700	291,700	400,300
	56	248,400	294,200	401,700
再	57	250,000	296,500	403,200
	58	251,500	299,200	404,600
	59	253,000	301,900	406,000
	60	254,500	304,600	407,400
任	61	256,100	307,100	408,700
	62	257,600	309,600	410,100
	63	259,100	312,100	411,500
	64	260,500	314,600	412,900
用	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
職	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
員	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
以	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
外	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
の	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400

職  員	87	291,000	361,300	434,100
	88	292,000	363,000	434,800
	89	293,100	364,700	435,500
	90	294,000	366,100	436,200
	91	294,900	367,500	436,900
	92	295,800	368,900	437,600
	93	296,500	370,400	438,100
	94	297,300	371,700	
	95	298,100	373,000	
	96	298,900	374,300	
	97	299,800	375,700	
	98	300,600	376,800	
	99	301,400	377,900	
	100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200		
102	303,600	381,300		
103	304,100	382,400		
104	304,600	383,500		
105	305,100	384,500		
106	305,500	385,500		
107	305,900	386,500		
108	306,300	387,500		
109	306,500	388,400		
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		

	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。



第2条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県条例第92号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち」を「6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	
	39	219,100	249,900	375,400	

	40	220,800	252,700	377,000
	41	222,600	255,500	378,700
	42	224,400	258,100	380,300
	43	226,200	260,700	381,900
	44	228,000	263,300	383,500
	45	229,900	265,900	385,100
	46	231,600	268,500	386,700
	47	233,300	271,100	388,300
	48	235,000	273,700	389,900
	49	236,700	276,300	391,400
	50	238,400	278,900	392,900
	51	240,100	281,500	394,400
	52	241,800	284,100	395,900
	53	243,300	286,600	397,500
	54	245,000	289,200	398,900
	55	246,700	291,700	400,300
	56	248,400	294,200	401,700
再	57	250,000	296,500	403,200
	58	251,500	299,200	404,600
	59	253,000	301,900	406,000
任	60	254,500	304,600	407,400
	61	256,100	307,100	408,700
	62	257,600	309,600	410,100
	63	259,100	312,100	411,500
用	64	260,500	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
職	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
員	72	272,800	332,500	422,400
	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
以	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
外	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
の	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
	87	291,000	361,300	434,100

職 員	88	292,000	363,000	434,800
	89	293,100	364,700	435,500
	90	294,000	366,100	436,200
	91	294,900	367,500	436,900
	92	295,800	368,900	437,600
	93	296,500	370,400	438,100
	94	297,300	371,700	
	95	298,100	373,000	
	96	298,900	374,300	
	97	299,800	375,700	
	98	300,600	376,800	
	99	301,400	377,900	
	100	302,200	379,000	
	101	303,100	380,200	
	102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400		
104	304,600	383,500		
105	305,100	384,500		
106	305,500	385,500		
107	305,900	386,500		
108	306,300	387,500		
109	306,500	388,400		
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		

	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2 (第10条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	407,300	
	39	219,900	281,500	408,900	

	40	221,700	284,100	410,500
	41	223,600	286,600	412,200
	42	225,400	289,200	413,800
	43	227,200	291,700	415,400
	44	229,000	294,200	417,000
	45	230,900	296,500	418,700
	46	232,600	299,200	420,300
	47	234,300	301,900	421,900
	48	236,000	304,600	423,500
	49	237,600	307,100	425,200
	50	239,300	309,600	426,800
	51	241,000	312,100	428,400
	52	242,700	314,600	430,000
	53	244,300	317,000	431,700
	54	246,000	319,200	433,300
	55	247,700	321,400	434,900
	56	249,400	323,600	436,500
	57	251,000	325,900	438,200
再	58	252,600	328,100	439,800
	59	254,200	330,300	441,400
	60	255,800	332,500	443,000
	61	257,400	334,700	444,700
任	62	259,000	336,900	446,300
	63	260,600	339,100	447,900
	64	262,100	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
用	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
職	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
	73	276,000	360,400	463,900
員	74	277,400	362,400	464,900
	75	278,800	364,400	465,900
	76	280,200	366,400	466,900
	77	281,600	368,400	467,700
以	78	282,800	370,100	
	79	284,000	371,800	
	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
外	82	287,700	376,700	
	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
の	86	292,600	382,700	
	87	293,800	384,200	

職	88	295,000	385,700	
	89	296,200	387,200	
	90	297,400	388,600	
	91	298,600	390,000	
	92	299,800	391,400	
	員	93	300,800	392,900
		94	302,000	394,200
		95	303,200	395,500
		96	304,400	396,800
		97	305,400	398,200
		98	306,500	399,300
		99	307,600	400,400
		100	308,700	401,500
		101	309,600	402,600
		102	310,700	403,700
103		311,800	404,800	
104		312,900	405,900	
105		313,800	406,800	
106		314,700	407,800	
107		315,600	408,800	
108	316,500	409,800		
109	317,500	410,700		
110	318,100	411,600		
111	318,700	412,500		
112	319,300	413,400		
113	320,000	414,100		
114	320,500	414,900		
115	321,000	415,700		
116	321,500	416,500		
117	322,100	417,300		
118	322,600	418,100		
119	323,100	418,900		
120	323,600	419,700		
121	324,200	420,500		
122	324,700	421,000		
123	325,200	421,500		
124	325,700	422,000		
125	326,300	422,400		
126	326,700	422,900		
127	327,100	423,400		
128	327,500	423,900		
129	327,800	424,300		
130	328,200	424,800		
131	328,600	425,300		
132	329,000	425,800		
133	329,200	426,200		
134	329,500	426,700		
135	329,800	427,200		



	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第10条関係)

## 学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000

	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900
	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700
再	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400
任	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600
用	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400
職	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400
	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200
員	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900
	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700
以	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100
	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700
外	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400
	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100
	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400
の	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000
職	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500
員	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600

	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
	86		293,100	330,600	352,700	
	87		293,400	331,000	353,100	
	88		293,700	331,400	353,500	
	89		294,100	331,900	354,000	
	90		294,400	332,300	354,400	
	91		294,700	332,700	354,800	
	92		295,000	333,100	355,200	
	93		295,400	333,600	355,700	
	94		295,700	334,000	356,100	
	95		296,000	334,400	356,500	
	96		296,300	334,800	356,900	
	97		296,700	335,000	357,400	
	98		297,000	335,400	357,800	
	99		297,300	335,800	358,200	
	100		297,600	336,200	358,600	
	101		298,000	336,400	359,100	
	102		298,300	336,800	359,500	
	103		298,600	337,200	359,900	
	104		298,900	337,600	360,300	
	105		299,200	337,800	360,800	
	106			338,200		
	107			338,600		
	108			339,000		
	109			339,200		
	110			339,600		
	111			340,000		
	112			340,400		
	113			340,600		
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、教育委員会の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（教育委員会規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第93号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「 | 和歌山県立串本高等学校 | 東牟婁郡串本町串本1522

」を	「	和歌山県立串本高等学校	東牟婁郡串本町串本1522
		和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522
	」	に改める。	

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第94号**

和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立特別支援学校設置条例（平成19年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「和歌山県立きのかわ養護学校」を「和歌山県立きのかわ支援学校」に、「和歌山県立紀北養護学校」を「和歌山県立紀北支援学校」に、「和歌山県立紀伊コスモス養護学校」を「和歌山県立紀伊コスモス支援学校」に、「和歌山県立たちばな養護学校」を「和歌山県立たちばな支援学校」に、「和歌山県立みはま養護学校」を「和歌山県立みはま支援学校」に、「和歌山県立南紀養護学校」を「和歌山県立南紀支援学校」に、「和歌山県立はまゆう養護学校」を「和歌山県立はまゆう支援学校」に、「和歌山県立みくまの養護学校」を「和歌山県立みくまの支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第95号**

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「6,000円（警察官に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、警察官に配偶者がいない場合にあつてはそのうち）」を「6,500円（警察官に配偶者がいない場合にあつては、そのうち）」に改める。

第22条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の92.5）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の77.5（特定幹部警察官にあつては、100分の92.5）」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	187,500	207,300	231,000	268,300	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	189,900	209,200	232,800	270,200	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	192,300	211,100	234,600	272,100	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	194,700	213,000	236,400	274,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	197,200	214,700	238,200	275,700	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	199,000	216,500	239,700	277,600	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	200,800	218,300	241,200	279,500	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	202,600	220,100	242,700	281,400	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	204,500	221,800	244,200	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	206,300	223,500	245,800	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	211,800	228,500	250,400	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	213,600	230,300	251,800	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	215,400	232,100	253,300	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	217,200	233,900	254,800	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	218,900	235,500	256,200	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	220,600	237,100	257,700	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	222,300	238,700	259,200	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	224,000	240,300	260,700	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	225,600	241,800	262,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	227,400	243,300	263,600	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	229,200	244,800	265,100	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	231,000	246,300	266,600	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000

	41	232,600	247,800	268,000	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	234,100	249,200	269,700	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	235,600	250,700	271,400	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	237,100	252,200	273,000	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
再										
	45	238,600	253,600	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	239,900	255,100	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
任										
	47	241,200	256,600	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	242,500	258,100	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
用										
	49	243,600	259,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
	50	245,000	261,000	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
	51	246,500	262,500	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
	52	248,000	264,000	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
警										
	53	249,400	265,300	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
	54	250,900	267,000	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
	55	252,400	268,700	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
	56	253,900	270,300	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
察										
	57	255,300	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
	58	256,600	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
	59	257,900	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
	60	259,200	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
官										
	61	260,500	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
	62	261,900	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
	63	263,300	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
以										
	64	264,700	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
外										
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700		
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300		
の										
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000		
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600		
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200		
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800		
警										
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500		
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100		
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700		
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300		
察										
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000		
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800			
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400			
官										
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000			
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600			
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200			
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800			
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400			
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000			
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700				
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300				



88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900
94	303,500	327,700	356,000	391,100	
95	304,800	329,100	357,500	391,700	
96	306,100	330,500	359,000	392,300	
97	307,200	332,000	360,400	392,800	
98	308,400	333,400	361,600	393,400	
99	309,600	334,800	362,800	394,000	
100	310,800	336,200	364,000	394,600	
101	312,000	337,700	365,300	395,100	
102	313,100	339,000	366,500	395,700	
103	314,200	340,300	367,700	396,300	
104	315,300	341,600	368,900	396,900	
105	316,300	342,800	370,200	397,400	
106	317,000	343,900	370,800	397,900	
107	317,700	345,000	371,400	398,400	
108	318,400	346,100	372,000	398,900	
109	319,100	347,300	372,700	399,300	
110	319,800	348,300	373,300	399,800	
111	320,500	349,300	373,900	400,300	
112	321,200	350,300	374,500	400,800	
113	322,000	351,400	375,000	401,200	
114	322,800	352,400	375,600	401,700	
115	323,600	353,400	376,200	402,200	
116	324,400	354,400	376,800	402,700	
117	325,000	355,500	377,300	403,100	
118	325,800	356,100	377,900	403,600	
119	326,600	356,700	378,500	404,100	
120	327,400	357,300	379,100	404,600	
121	328,100	357,800	379,500	405,000	
122	328,600	358,300	380,100	405,500	
123	329,100	358,800	380,700	406,000	
124	329,600	359,300	381,300	406,500	
125	329,900	359,800	381,800	406,900	
126		360,300	382,300		
127		360,800	382,800		
128		361,300	383,300		
129		361,800	383,600		
130		362,300	384,100		
131		362,800	384,600		
132		363,300	385,100		
133		363,800	385,400		
134		364,300	385,900		

	135		364,800	386,400						
	136		365,300	386,900						
	137		365,600	387,200						
	138		366,100	387,700						
	139		366,600	388,200						
	140		367,100	388,700						
	141		367,400	389,000						
	142		367,900							
	143		368,400							
	144		368,900							
	145		369,200							
再任用警察官		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

第2条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の72.5（特定幹部警察官にあつては、100分の92.5）、12月に支給する場合には100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった警察官のうち、人事委員会の定める警察官の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった警察官の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第96号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ア中「115,200円」を「118,800円」に改め、同号イ中「4,800円」を「5,700円」に、「9,600円」を「11,400円」に、「14,400円」を「17,100円」に、「18,000円」を「21,600円」に、「960円」を「1,140円」に改め、同号ウ中「170円」を「200円」に改め、同号エ中「111,600円」を「115,200円」に改め、同項第5号中「115,200円」を「118,800円」に、「57,600円」を「59,400円」

に改め、同項第6号及び第8号中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1項第1号、第5号、第6号及び第8号の規定は、平成20年度以降に入学した者から適用するものとし、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。